

令和5年6月26日

建設業の事業主 各位

茨城県建設業関係労働時間削減推進協議会  
(茨城労働局労働基準部監督課)

### 建設業の労働時間等説明会の開催について

働き方改革関連法により労働基準法が改正され、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間とされています。建設事業については、令和6年(2024年)4月1日以降、時間外労働の上限規制が適用されます。

茨城労働局では、茨城県建設業関係労働時間削減推進協議会を設置し、関係行政機関が連携して業界団体の協力の下、労働時間に関する法制度の周知、建設事業者への支援を行っています。本協議会では、下記のとおり、労働時間等説明会を開催しますので、ご参加ください。

#### 記

1. 日時 令和5年8月18日(金) 14時00分～16時00分
2. 会場 茨城県庁9階講堂(水戸市笠原町978番地6) 定員300名
3. 内容
  - (1) 建設の事業における時間外労働の上限規制について
  - (2) 建設工事における適切な工期の確保に向けて
  - (3) 茨城県土木部の取組
  - (4) 建設業の時間外労働の上限規制 支援策について

#### 4. 参加申込

以下の「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」へのリンクからお申し込みください。

申込 URL <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MTYwOA==>

#### 5. 問い合わせ先

茨城労働局労働基準部監督課(水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階)  
電話 029-224-6214